

意見書

平成25年2月27日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	<p>「(ア) 二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)の接続料等に関して、届出前の説明を二種指定事業者に義務付けるなど、接続事業者が関与できる仕組みを整えるべきとの指摘(意見32)について」</p> <p>「(イ) 他の二種指定事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種指定事業者について、算定根拠を必ず提示させる等、接続料水準の透明性・適正性確保に必要な措置を講ずべきとの指摘(意見33)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>二種指定事業者は、国民共有の財産である有限希少な周波数の割当てを受けて事業を営んでいることから、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きく、他の電気通信事業者との接続には、公平性・透明性が強く求められます。</p> <p>現状では、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か(携帯電話の契約数 1億3千万加入に対し、MVNO契約数は560万加入程度)であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にある実態を踏まえると、算定根拠のさらなる詳細化等により、これまで以上に接続料算定の適正性検証は一層厳格化されるべきと考えます。現に、MVNOのサービス原価において支配的であるデータ接続料が依然として高止まりしていることがMVNOによるモバイル市場への参入が進まない主因であり、このままではモバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧するところです。</p> <p>加えて、現状において、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行うことにより、MNOと競争を展開していけるだけの条件・環境は十分に整っていないことから、接続料算定の適正性の向上に加え、少なくとも二種指定事業者に対し、次のような規制強化についての検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● レイヤ2接続等の接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化 ● SIMフリー端末の更なる拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 <p>以上のことから、接続料算定に係る適正性の十分な確保に加え、MVNOによるサービス提供上の競争条件・環境が整備されれば、各事業者間の公平性が担保され、モバイル市場の競争促進に繋がるものと期待します。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等 における規制 の遵守状況 等の検証	<p>(3) 禁止行為に 関する検証</p> <p>ア 第二種指定 電気通信設備 に係る禁止行 為規制の適用 事業者の指定 要件に関する 検証</p>	<p>「市場環境の変化に鑑み、KDDI及びソフトバンクモバイルを禁止行為規制の対象に追加すべき、又は、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないため、非対称規制となっている禁止行為規制は撤廃すべきとの指摘(意見34、35)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能です。一方、モバイル市場は、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制があつて然るべきと考えます。</p> <p>現に、次のような点から、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものと危惧するところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している ● 資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信市場に影響力を拡大している <p>以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者に対して、総合的な市場支配力やグループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制が必要と考えます。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等 における規制 の遵守状況 等の検証	(3) 禁止行為に 関する検証 イ 指定電気通 信設備制度に おける禁止行 為規制の運用 状況に関する 検証	<p>「(エ) NTTファイナンスへの料金業務の移管に関して、総務省における判断基準・検証方法を公開するとともに、審議会等の公の場で議論すべきとの指摘(意見41、45、55)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>NTTグループは、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、NTTファイナンス殿を通じた料金の請求・回収業務の統合等により、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題です。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものと考えます。</p> <p>市場におけるNTTグループ各社のシェアは依然として高いことから、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為がなされないよう厳正に措置いただくことが必要です。</p> <p>加えて、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>「(ア) 販売代理店等において、加入者情報や接続関連情報の流用の疑念が拭いきれないほか、他事業者のサービスに関して誤認を招く不適切な営業活動が行われているため、NTT東西による販売代理店等の管理監督の徹底等が必要との指摘(意見53)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、ADSLユーザをターゲットとした電話勧誘や、弊社サービスに関する不正確な説明によるサービス誘導といった事例がいまだに見受けられます。</p> <p>他方、第104回内閣府消費者委員会では、「電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題」について議論がなされ、「インターネット接続回線に関する相談件数」について、「年々増加している」、「販売方法に問題があるのは、電話勧誘販売と訪問販売が突出している」といった状況が確認されています。</p> <p>以上のことから、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施するべきと考えます。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	<p>「(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべき。活用業務制度が廃止されるまでは、公正競争環境に与える影響等について確認を行った判断基準・検証結果等を公表することを含め、活用業務に係る公正競争上の課題に関して外部検証性を確保すべきとの指摘(意見56)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。</p> <p>特に、届出制への移行後は、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。</p> <p>よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。</p> <p>活用業務について現行の届出制で進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。</p>

検証結果案		意見
2 NTT東西等 における規制 の遵守状況 等の検証	(7)その他	<p>「ベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスについて、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきでなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきとの指摘(意見65)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>ベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスは、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされておりますが、競争条件への影響については、これまで全く議論がなされていないものと認識しており、当該見解に至った根拠を示されるべきと考えます。</p> <p>また、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることのないかという視点にたつて、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。</p> <p>加えて、「従来のOAB-J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされておりますが、当該サービスは、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があることから、サービス開始に先立ち、提供事業者による当該条件の遵守状況を継続的に検証・確認できるしくみを確立することが必要と考えます。併せて、当該周知事項に関する利用者の理解・浸透状況を調査、確認することも必要であり、これらの取組は公正な競争環境確保の検証にも資するものと考えます。</p> <p>なお、当該サービスのように、利用者利益や競争条件といった複数の側面でさまざまな影響を及ぼす可能性のあるサービスについては、一部の視点のみで検討されることなく、さまざまな視点から広く検討がなされるべきと考えます。</p>